令和７年度（２０２５年）農作業安全講座（大型特殊・けん引）実施要領

　熊本県立農業大学校研修部

１　目　　的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　近年、農業機械の大型化・高性能化が進む中で、効率的な機械の利活用と農

作業の安全確保が重要な課題となっている。そのため、県内農業者及び本校学

生・研修生等を対象として、農作業安全啓発及び農耕車限定の大型特殊、けん

引技術修得のための講座を開催する。

２　講座の開催　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１）農作業安全講座（一般農業者対象）　　　　　…大型特殊、けん引　　　　　　　　　　　　　　（２）農作業安全講座（本校学生・研修生等対象）　…大型特殊、けん引　　　　　　　　　　　　（３）農作業安全指導者養成講座　　　　　　　　　…けん引

３　講座内容及び開催回数・定員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１）内　　容

①講義による農作業安全啓発　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②大型トラクタ及びトレーラけん引による運転操作及び路上走行練習　　③熊本県運転免許センター（以下、「運転免許センター」という。）による

大型特殊・けん引（農耕車限定）運転免許の出張試験

　（２）開催数及び定員

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 講座種別 | | 定　　員  （人） | 開 催 数  （回） | 定員総数  （人） |
| 農作業安全講座  （一般農業者） | 大型特殊 | ２４ | ５ | １２０ |
| け ん 引 | ２４ | ５ | １２０ |
| 農作業安全講座  （本校学生・研修生等） | 大型特殊 | ２４ | ４ | ９６ |
| け ん 引 | ２２ | ３ | ６６ |
| 農作業安全  指導者養成講座 | け ん 引 | ２４ | １ | ２４ |
| 年間合計 | | － | １８ | ４２６ |

４　受講対象者 （１）一般農業者

下記の①、②、③のいずれかの要件を満たす者 　　①県内に居住する専業農家又は第１種兼業農家の構成員で、年間１５０日

以上自営農業に従事するとともに、大型特殊車両の農業機械を有する又は利用している者（予定も含む）

②県内に居住する県内の農業生産組織、農業生産法人等の構成員、従業

員、オペレーターであり、大型特殊車両の農業機械を運転・操作する業務を担う者

③上記①、②以外の者で、農業大学校長が受講を認めた者 なお、①の専業農家、第１種兼業農家の家族経営に該当する場合は、大

特、けん引免許のそれぞれについて、１名限りの申込みとする。②の集落

営農や受託組織等の農業生産組織、農業生産法人等の組織に属する場合

は、３名以内の申込みを可とする。また、熊本県経済農業協同組合連合会

が主催する農作業安全講習（大型特殊・けん引免許、農耕用）受講者は除

く。

（２）本校学生・研修生等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本校学生・新規就農支援研修生等のうち、農業大学校長が受講を認めた者

（３）農作業安全指導者養成講座 県内農業協同組合及び農業関連企業等の職員、県内農業関係高校の教諭、県農業関係機関等の職員で農業大学校長が受講を認めた者

５　受講資格要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　原則として、下記の（１）、（２）の要件を満たす者

（１）熊本県警察本部が実施する運転免許試験の受験要件を満たす者 ①大型特殊

ア　現有免許証の住所が熊本県内であること　　　　　　　　　　　　　イ　普通免許取得者であること　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ウ　視力が両眼で０．７以上、かつ一眼でそれぞれ０．３以上であるこ

と。一眼の視力が０．３に満たない者、もしくは一眼が見えない者は他眼の視野が左右１５０度以上で、視力が０．７以上であること（矯正視力を含む）

②け ん 引 ア 現有免許証の住所が熊本県内であること　　　　　　　　　　　　　イ　大型特殊（農耕車限定も含む）免許取得者であること　　　　　　　ウ　視力が両眼で０．８以上、かつ一眼でそれぞれ０．５以上であること

（矯正視力を含む）

エ　深視力が、法の奥行知覚検査器による３回の平均誤差が２０ｍｍ

　以下であること

③特記事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　身体障がい者手帳を有する者、または現有免許証で身体障がいについて条

件が付いている者は、受験にあたって事前に運転免許センターで安全運転相

談を受け、熊本県公安委員会が発行する「安全運転相談通知書」、「安全運転

相談終了書」の確認がとれた場合に限る。

（２）所定の講座全日程を欠席せずに参加できる者

６　受講手続き　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１）一般農業者

①受講希望者の受付は、令和７年（２０２５年)４月７日（月）から同年４

月２５日（金）（農業普及・振興課受付日）までの期間とする。３月７日（金）から県立農業大学校ホームページで告知するとともに、各地域の農業普及・振興課から関係機関に文書で通知する。　　　　　　　　　　　　　　　　②講座の受講を希望する者は、別紙１－１の受講申込書に必要事項を記入し、各地域の農業普及・振興課を経由し、農業大学校長に提出するものとする。また、農大ホームページから電子申請サービスを利用して農業大学校へ直接申込みをすることもできる。

ただし、本要領４の（１）の③に該当する者は、直接農業大学校長に提出するものとする。

③講座受講申込書等の提出を受けた各地域の農業普及・振興課は、本要領の４の「受講対象者」及び本要領の５の「受講資格要件」を確認の上、受理し、別紙２－１－①、②の受講申込一覧及び別紙３の受講対象者チェックシートを５月１３日(火)までに農業大学校長に提出するものとする。

（２）農作業安全指導者養成講座　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①講座の受講を希望する者は、別紙１－２の受講申込書に必要事項を記入し、各機関の所属長等を通じて農業大学校長に提出するものとする。

ただし、県内農協及び農業関連企業等の職員については、熊本県経済農業

協同組合連合会（以下、「経済連」という。）を経由のうえ、農業大学校長に提出するものとする。

②受講申込書の提出を受けた経済連は取りまとめを行い、別紙２－２の受講申込一覧を添付して農業大学校長に提出するものとする。

③受講希望者の申込みは、令和７年（２０２５年）１０月１日（水）（農業大学校受付日）までとする。

７　一般農業者の受講者決定と通知

（１）農業大学校長は、書類審査（受講資格要件等を確認）のうえ講座受講者

を決定するものとし、受講希望者が定員を超過した場合、抽選を行う。（２）講座の定める担い手に該当する場合には、優先的に選定するものとす

る。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ただし、講座の定める担い手は、令和７年（２０２５年）４月１日現在

６５歳未満の農業者で、次の①～⑤のいずれかに該当する者とする。　　　　①認定農業者（申請者本人及び共同申請者のみ）　　　　　　　　　　　　②認定就農者（申請者本人のみ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　③地域計画の目標地図（旧「人・農地プラン」）に位置付けられた担い手（本人のみ）

④農業生産組織・農業生産法人等の構成員、従業員、オペレーター　　　　⑤くまもと農業経営塾の修了生

（３）農業大学校長は、受講者を決定し、本人及び当該経由機関へ受講決定の通知を行う。

８　受講申込書の取り扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受講申込書は､年度内限りの保管とし、講座終了後すべて廃棄する。

９　講座及び免許試験の場所

（１）すべての講座及び運転免許技能試験（運転免許センターの出張試験）は、農業大学校研修部トラクタコースで行う。

（２）一般農業者及び農作業安全指導者養成講座受講者の運転免許試験にかかる申請手続き及び運転免許適性試験については、運転免許センターで行う。

１０　講座受講に必要なもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１）運転免許証（学科試験合格者は、代わりに本籍を記載した住民票）

（２）免許写真（縦３ｃｍ×横２．４ｃｍ×２枚。写真は無帽・無背景・正

面・上三分身のもので、半年以内に撮影したもの）

（３）講座に適した安全で動きやすい服装（長袖・長ズボンの作業服等）、運動

靴、雨具、筆記用具（黒ボールペン・鉛筆・消しゴム）、眼鏡等

（４）講座経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　講座受講料（本校学生は除く）、運転免許試験受験に関する経費（交通費・滞在費等）及び傷害保険加入（必須）等の費用は、受講者の負担とする。

①講座受講料

ア　大型特殊　３，３００円

イ　け ん 引　３，９００円

②運転免許試験受験料

２，６００円（熊本県収入証紙、免許センターで購入）

③傷害保険料

　１，１００円（予定）

　※保険料は各回講座受講者数により変動することがある。

④免許写真代

実費（写真は受講者本人が準備すること）

　⑤交付手数料

　　２，０５０円（免許証交付時）

１１　注意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１）受講申込後に現有免許証の住所から転居した者は、受講前に最寄りの警

察署で住所変更を行っておくこと。なお、変更後は直ちに免許証コピー

（両面）を農業大学校へ提出すること

（２）免許更新年の申し込みの場合は、誕生日から現有免許証の有効期限（誕

生日から１カ月後）の間には講座の受講希望日を設定しない。 （３）合格後は、所定の交付日（原則、試験日から数えて３回目の火曜日）

に、所定の交付場所（免許センター又は所管の警察署）で必ず免許証の受

領を行うこと。自己都合による交付日の変更は認めない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（４）この講座は「農作業安全」を主旨とするものなので、指導教官の指示に

従い、安全第一に終始すること

また、どうしても避けられない理由、やむを得ない理由等がない限り、欠

席・遅刻・早退は認めない。